

【取扱い嚴重注意】

平成23年11月8日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 仁保 智紀

平成23年11月7日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府内閣参事官（原発事故収束及び再発防止担当） 星野 利彦

2 聴取日時

平成23年11月7日午前10時頃から同日午前11時30分頃まで

3 聴取場所

合同庁第4庁舎7階細野大臣室767

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

海域モニタリングについて

別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

星野参事官は、JAMSTEC（海洋研究開発機構）の職員であり、3月22日から7月4日まで EOC（文部科学省非常災害対策センター）に出向し、海域モニタリングに関する業務に当たっていた。

2. 3月22日に文科省が発表した「海域モニタリング行動計画」について

私（星野参事官）が JAMSTEC で勤務していた3月20日深夜に、森口文科審から私のところに電話連絡があり、「文科省は、3月22日に『海域モニタリング行動計画』を発表する予定であり、その日から海域モニタリングを開始したいと考えているので、JAMSTEC において船舶を確保するとともに、上記行動計画が指定する採水地点において海水のサンプリングを行ってほしい」との依頼があった。

これを受け、私（星野参事官）は、翌21日、JAMSTEC の船員及び船舶に非常招集をかけ、確保できた船舶を、停泊地である横浜や横須賀から、文科省が指定した採水地点に向けて出向させた。

翌22日からは、JAMSTEC が保有する合計5台の船舶がローテーションを組んでサンプリングを開始したが、JAMSTEC の船は大型（数万トン級）であったため、採取された海水を陸揚げするために寄港できる港がなかなか見つからず、当初は、出向はしたものの、どの港に寄港するかも決まっていない状態であった。

最終的には、3月23日頃に、茨城県の常陸那珂港に停泊できるようになった（ただし、結局、船舶があまりに大型であったので、沖合で停泊し、ダグボートを用いて、採取した海水を陸揚げした）。

私（星野参事官）は、3月22日午後から EOC に詰めるようになったので、上記の調整は、途中からは EOC において行っていた。なお、3月20日に森口文科審から電話があった時には、既に「海域モニタリング行動計画」の内容は決定されていたので、右計画の策定経緯については承知していない。

3. 文科省が4月上旬から行った海域での放射性物質の拡散シミュレーションについて

文科省が4月12日に最初の試算結果を発表した海域における放射性物質の拡散シミュレーションについては、3月下旬に、第一原発の放水口付近から、比較的高い濃度の放射性物質を含む海水が発見されたことを受けて、細野補佐官の指示に基づき私（星野参事官）が中心となって実施したものである。

具体的には、3月下旬に、海域モニタリングの関係で私（星野参事官）が統合本部にいる細野補佐官を訪ねたところ、同補佐官から、「海外（特に他国の排他的経済水域等）への放射性物質の拡散状況や将来的な拡散の可能性の有無について把握するため、海域における放射性物質の拡散シミュレーションを行ってほしい」との依頼があった。

【取扱い厳重注意】

当時は、事故からまだそれほど時間が経過しておらず、遠洋までは放射性物質が拡散していないことが見込まれたため、細野補佐官とも相談の上、当面は JAMSTEC が保有する予測システム（本来は海上の浮遊物の動きを予測するもの）を応用して、福島第一原発近郊の海域における放射性物質の拡散状況を予測することとし、より遠洋の海域への拡散状況については、追って計算することとした。

その後、4月12日から5月24日にかけて、合計5回シミュレーションを行い、結果を細野補佐官に報告するとともに、文科省のウェブサイトで公表した。また、得られた試算結果については、その後の海域モニタリングの対象海域を拡大する際に、追加すべき採水地点の選定の参考にした。

また、細野補佐官の指示に基づき上記予測結果を公表前に水産庁に共有したところ、同庁からは、「放射性物質は海水中で沈降し、深度によって濃度が異なるので、その点を考慮に入れてほしい」との要望があったが、そもそも JAMSTEC の予測システムは、海上の浮遊物の動きを予測するものであり、深度によって濃度を変えるとといった複雑な計算を行えるものではなかったため、特に対応はしなかった。

本件シミュレーションは、5月24日に発表された試算を最後に終了したが、これは、事故発生からある程度時間が経過し、福島第一原発周辺の海域における放射性物質が相当程度希釈されたと考えられたためである。

その後は、私（星野参事官）と JAEA（日本原子力研究開発機構）の■■■■氏が中心となって、JAEA が保有するシステムを使用して、太平洋への放射性物質の拡散に関する試算を一度だけ行い、結果を細野補佐官に報告するとともに、JAEA から公表した。

4. 文科省が4月25日に発表した「海域モニタリング強化計画」について

3月22日に文科省が発表した「海域モニタリング行動計画」は、直線上の5カ所のみでの採水であったため、私（星野参事官）は、早い段階から、「より面的に放射性物質の広がりを把握するため、採水地点を増やすべきである」と考えていた。他方、文科省から JAMSTEC に対しては、「『海域モニタリング行動計画』に基づく海水サンプリングは毎日行うように」との指示があり、大型のため航行速度が遅い JAMSTEC の船舶では、採水頻度を下げずに採水地点を増やすことは困難であったため、3月中は、「モニタリング行動計画」に基づく直線上の地点での採水を毎日行っていた。

その後、上記3. で述べたとおり、3月下旬に、福島第一原発の放水口付近から、比較的高い濃度の放射性物質を含む海水が発見されたことを受けて、私（星野参事官）は、面的に放射性物質の拡散傾向を把握する必要性をより強く認識するようになった。さらに、4月19日から21日にかけて、細野補佐官の意向で、文科省（星野参事官が対応）、保安院、水産庁、東電等が統合対策本部に集められ、漁業の再開に向けて、海域モニタリングを強化するようとの指示があった。

これらを受けて、私（星野参事官）が中心となって「海域モニタリング強化計画」を策定し、採水地点を追加するとともに、4月25日に文科省のHPから公表した。

【取扱い厳重注意】

5. 5月6日に文科省等が発表した「海域モニタリングの広域化」について

私（星野参事官）は、3月22日にEOCで勤務するようになった直後から、「いずれは広い海域でのモニタリングを実施し、世界的な放射性物質の拡散傾向を把握する必要がある」との認識を持っていた。また、JAMSTECが行っていたモニタリングは、何らの予算的な裏付けもない謂わば「ボランティア」であったので、私（星野参事官）は、「海域モニタリングは、しかるべき国の機関が予算措置を講じて実施すべきである」と考え、3月22日に文科省に出向した以降、文科省防災環境対策室に対して働きかけを行っていた。

これを受け、同室は、平成23年度補正予算に、海洋環境放射能総合評価事業に関する予算を計上し、宮城県・福島県・茨城県沖の広域調査（海水、海底土、海上の空気中の塵の採取）を行うことを決定した。また、JAMSTECは、遠洋での航行に適した船舶を保有していたので、上記事業がカバーする海域よりさらに遠洋の海域（宮城・福島・茨城沖）においてモニタリングを実施することを決定した（それ以前にJAMSTECが行っていた30km地点での採水は東電にお願いすることにしたが、その経緯については、下記6.参照）。

6. 東電による福島第一原発周辺海域におけるモニタリングについて

3月下旬に福島第一原発において高濃度汚染水が発見されたことを受け、保安院は、東電に対し、福島第一原発近海（3km及び10km地点）での海水サンプリングを行うよう口頭指示を行ったと聞いているが、これは保安院と東電との間で行われたやり取りであり、私（星野参事官）を含む文科省関係者は関与していないので、詳細は分からない。

その後、4月中旬頃、保安院の[]から私（星野参事官）のところに電話があり、「30km圏内における海域モニタリングを文科省が中心となっていけないか」との問い合わせがあった。

これに対し、私（星野参事官）は、「①文科省が行う海域モニタリングはJAMSTECの巨大な船舶を用いており、遠浅の海域である福島原発近海でのモニタリングは難しい、②JAMSTECが保有する船舶には限りがあり、これ以上採水地点を増やした場合、他の測定点を減らす必要がある、③JAMSTECの船舶の乗組員は全日本船員組合の組合員であるため、航行警報（※3月12日以降、陸域での避難指示等の発出を受けて、海上保安庁が発出したもので、最終的には20km圏内の海域には立ち入りを制限し、30km圏内の海域については即座に退避できる準備を進めておくようという内容のもの）が出ている福島沖の海域に入るには組合との交渉が必要であり、説得には時間がかかる」との理由を述べ、文科省としては現状の地点（30km地点）での採水を継続したいとの意向を伝えた。

上記やりとりの2～3日後、[]から再度私（星野参事官）のところに電話があり、「30km圏内の海域におけるモニタリングについては、東電に担当してもらったことになった」と伝えられるとともに、文科省として、東電にどの地点で採水してほしいかについて問われた。

【取扱い嚴重注意】

これに対し、私（星野参事官）は、これまで東電が福島第一原発から 3km 及び 10km 地点で、文科省が 30km 地点でそれぞれ採水を行っていたので、面的に拡散傾向を把握するという観点から、「15km 地点での採水をお願いしたい」と返答した。

その後、上記 5. で述べたとおり、5 月 6 日の海域モニタリングの広域化の一環として、JAMSTEC の船舶は宮城・福島・茨城沖の遠洋でモニタリングを行うこととしたので、①東電には採取された海水の分析能力に余力がある、②東電は大型船舶を保有しておらず、遠洋でのモニタリングは JAMSTEC しかなし得ない、との理由から、JAMSTEC の代わりに東電に同海域での採水をお願いすることとした。こうした考えに基づき、5 月 6 日以前に、私（星野参事官）と東電の ■■■ 氏との間で調整が行われ、東電も同海域でのモニタリングの実施を受け入れた。

なお、一部のジャーナリスト等は、「東電はプラント対応で忙しいにも拘わらず、国が 30km 圏内の海域モニタリングを東電に押し付けた」と主張しているが、これは誤りである。確かに、東電はプラント対応に追われていたが、モニタリングを実施する人員とプラント対応に当たる人員は全く別系統であり、むしろ福島第二原発や柏崎・刈羽原発の分析器が未使用の状態であるなど、同社の分析能力にはまだまだ余力があったわけであり、東電が 30km 圏内の海域モニタリングを実施することは可能であった、と私（星野参事官）は考えている。

以 上